

○総務省令第百二十三号

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

総務大臣 片山 善博

独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

附 則

この省令は、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月三十一日

）から施行する。